

「和東中学校いじめ防止基本方針」

**相楽東部広域連合立
和東中学校**

相楽東部広域連合立和東中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

- (1) 生徒の生命を守ることを第一とする。
- (2) いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題である。
- (3) 人を思いやり豊かな心をはぐくむ教育、生徒自らがいじめ問題について主体的に考える取組を通していじめを防止していく。

〈いじめとは〉

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別に行うことが重要である。

その際、次のような生徒の心理から、いじめられていることを相談しにくい状況にあること、そして一方では「でも気づいてほしい」という思いがあることを受け止め、生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えることなどが必要である。

〈具体的ないじめの様態〉

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言う。
- ② 仲間はずれ・集団による無視をする。
- ③ 軽くぶつかったり、遊ぶふりをしてたたいたり、蹴ったりする。
- ④ ひどくぶつかったり、叩いたり、蹴ったりする。
- ⑤ 金品をたかる。
- ⑥ 所有物を隠したり、盗んだり、壊したり、捨てたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをしたり、させたりする。
- ⑧ 上記をケータイ・スマホ等で撮影する・他者に送信する。
- ⑨ パソコン・ケータイ・スマホ等で、誹謗中傷や嫌なことや無視をする。

などが挙げられるが、いじめに発展する怖れがある何気ない冷やかしかや悪ふざけ、プロレスごっこなど「遊び」や「ふざけ」を装うもの、双方にトラブルの要因がある生徒間トラブルなど、いじめかどうかの見極めが難しい事案や周りには見えにくいものもある。

また、いじめを受けている子どもがそれを否定する場合や、そもそも「いじめている」という意識、認識が薄い場合があること、さらに、いじめの態様によってはいじめを受ける側と行う側とが入れ替わることがあることを踏まえ、教職員や保護者等は、いじめは子ども社会において起こり得るものという認識に立ち、ささいな兆候であっても危機意識を持って、子どもの表情や様子をきめ細かく観察し、いじめを初期の段階で見逃すことなく積極的に認知し速やかに対処することが重要である。

また、いじめが解決したと思われる場合でも、学校外など周りから見えないところで続いていたり、態様を変えて行われていること、さらにいじめを受けた子どもの心の傷がなかなか癒えないこともあるので、継続して見守り、十分な注意を払うことが必要である。

〈いじめの防止〉

いじめはどの子どもにも起こりうることを踏まえ、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、全ての生徒を対象に、「いじめは決して許されない人権侵害である」という認識の下、未然防止に取り組むことが何より重要である。

また、未然防止の基本として、学校は、生徒のコミュニケーション能力をはぐくみ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような集団づくりを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を身につけさせることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を作ることが大切である。

加えて、生徒会において、校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、子ども同士で悩みを聞き合う活動等、生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組を推進する。

〈いじめの早期発見〉

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、学校は、日頃からの生徒との信頼関係の構築等に努め、日常的に生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう見守るとともに、その上に立って定期的なアンケート調査や聞き取り調査、教育相談等を実施し、いじめの実態把握に努める。

あわせて、いじめの相談に対しては、教職員の共通理解の下で対応を図るなど生徒や保護者が相談しやすい体制を整えることが必要である。

〈いじめへの対処〉

いじめがあることが確認された場合、直ちに、組織的にいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導を行う。

このため、平素から全教職員がいじめを把握した場合の対処の在り方について、その態様に応じた理解を深めておくとともに、教職員一人で抱え込むことなく、迅速に組織的な対応ができるように体制を整備する。

〈いじめに対する措置〉

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を当該学校の設置者に報告する。

また、いじめの事実を確認した場合には、一部の教職員で抱え込まず、速やかに生徒指導部に報告し、組織的に被害生徒の生命・身体の尊重を第一に考えて守り通すとともに、事実関係を迅速にその保護者に伝え、不安の解消に努める。加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

なお、加害生徒が、好意から行った行為が意図せずに被害生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、悪意がなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

〈いじめ解消に向けて〉

謝罪とその受入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。

【いじめに係る行為が止んでいること】

いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。

ただし、いじめの被害の重大性等から教育委員会やいじめ対策委員会が、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、注視する期間を目安である3か月を超え設定するものとする。

【いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと】

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

〈いじめ解消後の継続的な指導〉

いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。

また、いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を計画的に進める。特に、いじめの再発防止に向けては、生徒が互いを理解し、認め合える人間関係を自ら作り出していける取組を推進する。

〈集団への働きかけ〉

いじめについては、その被害者に対する対応及び加害者に対する指導だけでなく、いじめを傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを十分に理解させる。

〈インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応〉

ネットいじめは、相手が直接見えないため軽い気持ちで誹謗・中傷等を行ってしまうこと、一度記録されると情報が短時間に広がり、その消去が困難であること、いじめの被害者が苦しみ続ける性質を持つことなどを教職員は自ら理解し、ネットいじめに対する感覚を高めることが必要である。

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、携帯電話等へのフィルタリングの普及促進や情報モラル教育等、生徒への指導及びその保護者に対する必要な啓発活動を進める。

〈特に配慮が必要な生徒についての対応〉

・発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

- ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・LGBTQに係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ・東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ・上記の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

2 いじめ防止等の組織

1 いじめ防止対策委員会

いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

2 構成員

「いじめ防止対策委員会」の構成員は校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭とし、必要に応じてまなび・生活アドバイザー、スクールカウンセラーを加える。

3 開催

「いじめ防止対策委員会」は各学期に1回を定例会とし、校長が主催する。
また、毎週火曜日の生徒指導部会で生徒の様子を交流し、定例の「いじめ防止対策委員会」で報告する。また、緊急に必要があるときは緊急開催する。

4 活動内容

- 「いじめ防止対策委員会」では、次のことを行う。
- (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
 - (2) いじめの相談・通報の窓口
 - (3) 関係機関、専門機関との連携
 - (4) いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
 - (6) 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定
 - (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
 - (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

3 いじめの未然防止のための取組（リスク・マネジメント）

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、全ての生徒を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性をはぐくむとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員がPTA等と一体となって継続的に取組を行う。

1 いじめが起きにくい学校風土・学級風土をつくる。

(1) 生徒・学級・学校の姿

- ア 失敗しても認め合い・励まし合う雰囲気がある。
- イ 生徒が規範意識を持ち、規律ある生活を送っている。
- ウ 表情がにこやかで言葉遣いが適切である。明るく挨拶を交わす。
- エ 生徒会活動や委員会活動、係活動に進んで取り組み頑張ろうとする雰囲気がある。
- オ 教室や学校が清潔で美しい。
- カ 規律ある楽しい給食時間が持てている。
- キ 地域の人や保護者が気軽に来校し、学校の活動に協力する。

(2) 教職員の姿

- ア 全教職員が、校長を中心として、生徒指導についての共通理解を持ち、協働して学校を良くしようとしている。
- イ 教職員が、生徒の意見をきちんと受け止めている。
- ウ 教職員が、生徒へ明るく丁寧な言葉をかけ一人の人間として接する。
- エ 自らの言動が、生徒へ与える影響の大きさを自覚し指導に当たれている。

2 生徒の「絆づくり」のための「居場所づくり」を進める。

- (1) 生徒相互が主体的な学びを進め、共同した活動となる授業を行う。
- (2) 分かりやすく規律ある授業を行う。
- (3) 過度な競争意識を生み出す授業ではなく、教え合い共に考える授業を行う。
- (4) 全員参加で共同して取り組む学校行事を行う。
- (5) 日常生活の決まりや学校の規則を生徒自らが確認する場を作る。
- (6) 学校美化や教室環境の整備を生徒自らが取り組めるように進める。

3 いじめに向かわない生徒を育成する。

- (1) 学級活動・学校行事などで生徒に自己有用感を与えられる取組を進める。
- (2) 人権教育を中心に人権尊重の精神、道徳教育を中心に豊かな心をはぐくむ。
- (3) 各学年で年1回以上のいじめについて理解を深める指導を行う。
- (4) 全校でいじめの防止等についての主体的な活動を行う。
- (5) 生徒会を中心にいじめ・非行防止の取り組みとして朝の挨拶運動を月1回（第3水曜日）に行う。

4 教職員の資質能力の向上を図る

- (1) いじめの未然防止のための校内研修を実施する。
- (2) 機会があるごとに京都府教育委員会等の研修に参加する。

4 いじめへの対応・早期解決の取組（クライシス・マネージメント）

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。

1 いじめの早期発見のための取組

- (1) 日常的な生徒の観察、定期的な面談・いじめアンケートにより早期発見に努力
- (2) 情報の集約と共有
 - ア いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。

イ 「いじめ防止対策委員会」で共有された情報については、各学年主任を通じて全教職員で共有する。

ウ 緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。

(3) 相談体制の整備と周知

ア スクールカウンセラーを中心に教育相談を実施する。

イ 毎週火曜日をスクールカウンセラーによる教育相談日とする。

ウ 学期末に担任・保護者による三者面談を実施する。

エ スクールカウンセラーとの相談について保護者に周知する。

5 いじめに対する取組

いじめの疑われる場合や発見・通報を受けた時は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

1 いじめの発見・通報を受けたときの対応（アンケートでの認知）

- (1) いじめの疑われる場合は、「いじめ防止対策委員会」で検討し、一定期間、該当学年を注意深く観察する。
- (2) 観察の結果いじめと判断できる場合は、いじめの対応を行う。

2 いじめの対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- (2) いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。
- (3) 「いじめ防止対策委員会」を中心に関係生徒から事情を聞くなどいじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、相楽東部広域連合教育委員会（以下、「教育委員会」という。）に報告する。
- (4) いじめられた生徒、その保護者への支援を行う。
- (5) いじめた生徒への指導を行うとともに、保護者に該当生徒のよりよい成長へ向けて、学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- (6) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- (7) いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

3 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。
- (2) ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- (3) 情報モラル教育を推進する。

6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、調査を実施する主体等について教育委員会の指示を受ける。学校が調査を行う場合は、「相楽東部広域連合いじめ防止基本方針」及び「和東中学校いじめ基本方針」に基づき、「いじめ防止対策委員会」を中心に、被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

- 1 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- 2 調査結果を教育委員会に報告する。
- 3 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

7 その他関係機関との連携

- 1 地域・家庭との連携の推進
 - (1) 和束中学校 P T A 及び和束町 P T A との連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
月 1 回（第 3 水曜日）の挨拶運動を実施する。
 - (2) いじめの防止等に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。
- 2 関係機関との連携の推進
 - (1) 警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るように努める。

8 実施

本方針は、平成 30 年 4 月から実施するものとする。
令和 5 年 4 月一部改訂。